

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する等の訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 美 馬 持 仁

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程及び徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部を改正する等の訓令

(教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部改正)

第一条 教育長の権限に属する事務の委任に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、本部長」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

別表第一の二服務関係事項の表第一号二中「臨時的に任用される職員及び」を削る。  
別表第一の三を削る。

(徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程の一部改正)

第二条 徳島県教育委員会の事務の決裁及び専決に関する規程(昭和四十六年徳島県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「、本部長」を削る。

第四条中「、本部」を削る。

第四条の二を削り、第四条の三を第四条の二とする。

第六条の三第一項中「技能労務職員」の下に「(会計年度任用職員であるものを除く)」を加え、「及び」を「並びに」に、「に準じて取り扱われる臨時的任用職員」を「の例によることとされる会計年度任用職員」に改め、「通勤手当」の下に「及び通勤費用弁償」を加える。

第十条の表本部長の項を削る。

別表第一の表第一項第十一号中「臨時的に任用される職員及び」を削る。

別表第一の一を削る。

別表第一の二中「(第四条の三関係)」を「(第四条の二関係)」に改める。

別表第二教育政策課の表第五項第一号及び第三号中「特別職の」を削り、同項第十八号を第十九号とし、第十四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

14 規則第七十一条第五項の規定により会計年度任用職員

用職員の条件付採用期間を延長すること。

別表第二教職員課の表第一項第一号及び第三号中「特別職の」を削り、同項第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

12 規則第七十一条第五項の規定により会計年度任用職員

用職員(県費負担教職員を含む。)の条件付採用

課長

期間を延長すること。

別表第二教職員課の表第五項を次のように改める。

五 職員の給与に関すること。

この項において、「条例」とは職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）を、「規則」とは給料等の支給に関する規則（昭和二十七年徳島県人事委員会規則六・五）を、「学校給与条例」とは徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）を、「学校給与規則」とは学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十七年徳島県人事委員会規則六・二四）を、「会計年度給与条例」とは会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）を、「会計年度学校給与条例」とは徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第二十八号）をいう。

1 条例第五条の三の規定により初任給調整手当を決定すること。

2 条例第十二条の規定により休職者に対する給与の額を決定すること。

3 条例第十四条第三項の規定により課長級の職員以上の職の職員の初任給を決定すること。

4 条例第十四条第三項の規定により課長補佐及びこれに相当する職（以下「課長補佐級の職」という。）の職員並びに係長及びこれに相当する職（以下「係長級の職」という。）の職員の初任給の決定をすること。

5 条例第十四条第三項の規定により課長級の職員以上の職、課長補佐級の職及び係長級の職以外の職（補職として発令する者以外の職を含む。以下「その他の職」という。）の職員の初任給を決定すること。

6 条例第十四条第四項の規定により課長級の職員以上の職の職員の号俸を決定すること。

7 条例第十四条第四項の規定により課長補佐級の職、係長級の職及びその他の職の職員の号俸を決定すること。

8 条例第十四条の規定により課長級の職以上の職の職員の昇格又は昇給を決定すること。

9 条例第十四条の規定により課長補佐級の職、係

課長

課長

教育長

課長

課長

教育長

課長

教育長

課長

	長級の職及びその他の職の職員の昇格又は昇給を決定すること。	
10	規則第二十八条の規定により勤勉手当の成績率を決定すること。	教育長
11	学校給与条例第五条第三項の規定により校長の初任給を決定すること。	教育長
12	学校給与条例第五条第三項の規定により教諭及びこれに相当する職（以下この項において「教諭級の職」という。）並びに課長補佐級の職及び係長級の職の職員の初任給を決定すること。	課長
13	学校給与条例第五条第三項の規定により助教諭及びこれに相当する職（以下この項において「助教諭級の職」という。）並びにその他の職の職員の初任給を決定すること。	課長
14	学校給与条例第五条第四項の規定により校長の号俸を決定すること。	教育長
15	学校給与条例第五条第四項の規定により教諭級の職、課長補佐級の職、係長級の職、助教諭級の職及びその他の職の職員の号俸を決定すること。	課長
16	学校給与条例第五条の規定により校長の昇給を決定すること。	教育長
17	学校給与条例第五条の規定により教諭級の職、課長補佐級の職、係長級の職、助教諭の職及びその他の職の職員の昇格又は昇給を決定すること。	課長
18	学校給与条例第八条の規定により給料の調整額を決定すること。	課長
19	学校給与条例第十四条の三の規定により初任給調整手当を決定すること。	課長
20	学校給与条例第二十一条の規定により臨時的任用学校職員の給与を決定すること。	課長
21	学校給与規則第七条の規定により扶養親族を認定すること。	課長
22	学校給与規則第二十七条の規定により勤勉手当の成績率を決定すること。	教育長
23	学校給与規則第十八条の二の規定により期末手当及び勤勉手当の加算割合を百分の二十とする校長を決定すること。	課長
24	単身赴任手当に関する規則（平成二年徳島県人事委員会規則六 一一三）第八条の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定すること）	課長

<p>県立学校職員及び県費負担教職員に係るものに限る。)</p>	<p>25 住居手当に関する規則（昭和四十九年徳島県人事委員会規則六 八七）第七条の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定すること（県立学校職員及び県費負担教職員に係るものに限る。）</p>	<p>課長</p>
<p>26 学校職員の管理職手当に関する規則（昭和五十二年徳島県人事委員会規則六 二七）第二条の規定により管理職手当の区分を四種又は五種とする校長並びに六種とする教頭を決定すること。</p>	<p>26 学校職員の管理職手当に関する規則（昭和五十二年徳島県人事委員会規則六 二七）第二条の規定により管理職手当の区分を四種又は五種とする校長並びに六種とする教頭を決定すること。</p>	<p>課長</p>
<p>27 産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年徳島県人事委員会規則六 二六）第三条の二の規定による受給資格者を認定すること。</p>	<p>27 産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年徳島県人事委員会規則六 二六）第三条の二の規定による受給資格者を認定すること。</p>	<p>課長</p>
<p>28 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十八年徳島県人事委員会規則六 一四。次号において「初任給等基準規則」という。）第四十五条の規定により給料を訂正すること。</p>	<p>28 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十八年徳島県人事委員会規則六 一四。次号において「初任給等基準規則」という。）第四十五条の規定により給料を訂正すること。</p>	<p>課長</p>
<p>29 初任給等基準規則第六条、第十条、第十一条、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條から第二十七條まで、第二十九條、第四十一条及び第四十五条から第四十八條までの規定により人事委員会に対して承認を申請すること。</p>	<p>29 初任給等基準規則第六条、第十条、第十一条、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條から第二十七條まで、第二十九條、第四十一条及び第四十五条から第四十八條までの規定により人事委員会に対して承認を申請すること。</p>	<p>教育長</p>
<p>30 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十四年徳島県人事委員会規則六 二八）第五条第一項の規定により、当該学校職員が、三年を超えて引き続き異動等の直後の学校に勤務させることの必要な職員である旨の認定をすること。</p>	<p>30 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十四年徳島県人事委員会規則六 二八）第五条第一項の規定により、当該学校職員が、三年を超えて引き続き異動等の直後の学校に勤務させることの必要な職員である旨の認定をすること。</p>	<p>課長</p>
<p>31 技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十三年徳島県規則第八十一号）第九条の規定により給与の額の決定その他給与の取扱いに関する事務を処理すること。</p>	<p>31 技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十三年徳島県規則第八十一号）第九条の規定により給与の額の決定その他給与の取扱いに関する事務を処理すること。</p>	<p>課長</p>
<p>32 会計年度給与条例第四条の規定により会計年度任用職員の初任給を決定すること。</p>	<p>32 会計年度給与条例第四条の規定により会計年度任用職員の初任給を決定すること。</p>	<p>課長</p>
<p>33 会計年度給与条例第五条の規定によりフルタイム会計年度任用職員の給料の調整額を決定すること。</p>	<p>33 会計年度給与条例第五条の規定によりフルタイム会計年度任用職員の給料の調整額を決定すること。</p>	<p>課長</p>
<p>34 会計年度給与条例第六条の規定によりフルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当を決定すること。</p>	<p>34 会計年度給与条例第六条の規定によりフルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当を決定すること。</p>	<p>課長</p>

35	会計年度給与条例第十条の規定によりフルタイム会計年度任用職員の退職者等に対する給与の額を決定すること。	課長
36	会計年度給与条例第十二条の規定によりパートタイム会計年度任用職員の報酬を決定すること。	課長
37	会計年度学校給与条例第四条の規定により会計年度任用学校職員の初任給を決定すること。	課長
38	会計年度学校給与条例第五条の規定によりフルタイム会計年度任用学校職員の給料の調整額を決定すること。	課長
39	会計年度学校給与条例第八条の規定によりフルタイム会計年度任用学校職員の初任給調整手当を決定すること。	課長
40	会計年度学校給与条例第十一条の規定によりフルタイム会計年度任用学校職員の退職者等に対する給与の額を決定すること。	課長
41	会計年度学校給与条例第十三条の規定によりパートタイム会計年度任用学校職員の報酬を決定すること。	課長
42	徳島県教育委員会会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第七号）第四条の規定により会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（令和二年徳島県規則第五号）の例によることとされる会計年度任用技能労務職員の給与の額の決定その他給与の取扱いに関する事務を処理すること。	課長

別表第二生涯学習課の表第五項第四号中「地教委」の下に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体である市町村にあっては、その長又は教育委員会）」を加える。

別表第二文化の森振興本部の表を削る。

別表第四いじめ問題等対策室の表の次に次の表を加える。

全国高校総体推進室

事項名		決裁権者等
一 全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。 1 全国高等学校総合体育大会の開催に関する事務を処理すること。		室長

〔  
（徳島県教育委員会兼務発令に関する規程の廃止）

第三条 徳島県教育委員会兼務発令に関する規程（平成二十二年徳島県教育委員会教育長訓令第一号）は、廃止する。

附則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。